

令和 7 年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

日頃より当市税行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地及び家屋に加えて償却資産についても課税対象とされています。

償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在において所有する償却資産について、その資産の所在する市町村へ 1 月31日までに申告をしていただくことになっています（地方税法第383条）。

つきましては、同封しました申告書に必要事項を記入のうえ、期限までにご提出ください。

※この申告は税務署へ提出する所得税・法人税の申告とは目的や内容が異なるため、別途諏訪市税務課資産税係へ申告をしてください。

※廃業・市外移転等があった場合は、その旨を異動年月日とともに申告書の備考欄へ記載してください。

※前年度資産ありと申告した方で、資産の増減がない場合も申告をしてください（次頁「1 償却資産の申告について」の提出書類 ※4 参照）。

【目次】

1	償却資産の申告について	2
2	申告が必要な資産	3
3	申告する必要がない資産	4
4	建築設備の取扱いについて	4
5	償却資産の種類	4
6	業種別の償却資産の具体例	5
7	課税標準の特例について	6
8	その他の注意点	6
9	国税との主な違いについて	7
10	税額等の算出方法について	7
11	〔参考〕減価残存率表	8
12	申告書等の記載例	9

**申告書の提出期限は
令和 7 年 1 月31日（金）です**

期限間際は窓口が大変混みあいます。お早めにご提出いただきますようお願いいたします。

申告書の提出先・問合せ先

〒392-8511

長野県諏訪市高島一丁目22番30号

諏訪市役所 総務部 税務課 資産税係（償却担当） 電話（0266）52-4141 内線 134,135



諏 訪 市

[償却資産とは]

償却資産とは、法人や個人で、工場・商店・農業を営んでいる方や、アパート・駐車場等を貸し付けている方、太陽光発電設備を所有し売電をしている方等が所有する、事業の用に供することのできる土地・家屋以外の有形の固定資産のことをいいます。

1 償却資産の申告について

○申告が必要な方

令和7年1月1日現在、諏訪市内に償却資産を所有する法人又は個人の方です。

○提出書類（記載例は9～11ページ参照）

次の区分に応じて、必要な書類を提出してください。

申告の区分	R 6.1.2 から R 7.1.1 までの間に	提出書類			
		償却資産 申告書	種類別明細書 ※1		
			一覧表	増加資産・全資産用	減少資産用
初めて申告をする方	資産の取得あり	○	—	○	—
	資産の取得なし	○ ※2	—	不要	—
前年度資産あり と申告した方	資産の増減あり	○	○ ※3	○ ※3	○ ※3
	資産の増減なし	○ ※4	○ ※4	不要	不要
前年度資産なし と申告した方	資産の取得あり	○	—	○	—
	資産の取得なし ※5	—	—	—	—

—：送付書類に同封していません。

- ※1 増加または減少した資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を漏れなく記入してください。なお、種類別明細書（一覧表）には、令和6年1月1日現在の資産が印字されています。
- ※2 資産の取得がない場合は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
- ※3 種類別明細書（一覧表）に異動分（増減・修正）を直接記入して申告することもできます。この場合は、増加資産・全資産用及び減少資産用の種類別明細書の提出は不要です。
- ※4 資産の増減がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入し、申告書と種類別明細書（一覧表）を提出してください。
- ※5 令和7年度からの取扱いとして、前年度「該当資産なし」と申告し、その後資産の取得がない場合のみ申告不要となります。

○提出上の注意

- ・申告書及び種類別明細書は2枚複写となっています。ボールペンで記入し、1枚目のみ提出してください。申告書の控に受付印が必要な場合のみ、控も一緒に提出してください。
- ・郵送により申告書を提出する方で控用に受付印が必要な場合は、宛先を記入のうえ切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は控を返送いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・マイナンバー制度が導入されたことに伴い、個人番号を記載した申告書等を郵送いただく場合は、書留郵便等をご利用ください（返信用封筒も同様）。
- ・前年中に個人から法人化された事業主は、個人分の減少申告と法人分の新規申告をしてください。また、申告書の備考欄にその旨を異動年月日とともに記入してください。
- ・申告書未提出の場合は、前年の課税状況をもとに課税を行うことがありますので、ご注意ください。
- ・申告書は次の資料を参考に作成してください。
 個人 → 所得税申告書の減価償却費の内訳部分等
 法人 → 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、固定資産台帳等

○個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載と本人確認について

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、償却資産申告書の「3 個人番号又は法人番号」欄に右詰めで記入してください。

・本人（個人事業主）が提出する場合の本人確認書類

次の①及び②がそれぞれ必要となります。

①個人番号確認書類	②身元確認書類
【いずれか1点】 ・マイナンバーカード ・住民票 （マイナンバー記載のもの）	【いずれか1点】 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・住基カード（顔写真付き）等

・代理人が提出する場合の本人確認書類

次の①～③がそれぞれ必要となります。

①（本人の）個人番号確認書類	②（代理人の）身元確認書類	③代理権確認書類
【いずれか1点】 ・本人のマイナンバーカードの写し ・本人の住民票の写し （マイナンバー記載のもの）	【いずれか1点】 ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 ・代理人のマイナンバーカード ・代理人のパスポート	【いずれか1点】 ・税務代理権限証書 ・委任状 （任意の様式で可）

※郵送で提出する場合には、確認書類の写しを添付してください。

○申告をしない・虚偽の申告をした場合

正当な理由なくして申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条及び第386条の規定により、罰則が適用されることがあります。

○国税関係資料の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、市町村長は固定資産税の賦課徴収のため、国税関係資料の閲覧を行うことが認められています。税務署にて閲覧を行い、償却資産申告書との整合性を確認します。

○実地調査について

地方税法第353条及び第408条の規定により、事業者には資料提供や実地調査を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

2 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在、諏訪市内に所在する土地・家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その減価償却額・減価償却費が法人税法・所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの。

なお、これに類する資産で法人税・所得税を課されない者（公益法人等）が所有する資産、現実には減価償却を行っていないなくても本来減価償却をされるべき資産（赤字決算等により減価償却を行っていない資産、メーカーから広告宣伝用に贈与された看板等の簿外資産等）を含みます。決算後1月1日までに取得した資産についても漏れのないよう申告してください。

また、以下の資産も申告が必要となりますので、ご注意ください。

(1)償却済資産（耐用年数が経過した資産で事業の用に供している資産）

(2)建設仮勘定において経理されている資産であっても、その一部が完成し事業の用に供している資産

(3)一時的に遊休又は未稼働のものや簿外資産であっても、事業の用に供することができる資産

(4)資産の価額を増加又は使用期間を延長させるための改良費

(5)家屋の建築設備のうち、償却資産として扱われるもの（次頁「4 建築設備の取扱いについて」参照）

(6)自動車税・軽自動車税の課税対象以外の車輛（次頁 ※1 参照）

(7)他の者に貸し付けて、事業のために用いられている資産（次頁 ※2 参照）

(8)従業員の福利厚生のに供する資産（社宅、保養所に設置された資産を含む）

(9)租税特別措置法（中小企業特例、グリーン投資減税等）を適用して損金算入した資産

※ 1 フォークリフト等の大型特殊自動車について

①車体長さ4.7m以下 ②車体幅1.7m以下 ③車体高さ2.8m以下 ④最高速度15km/時以下

①～④全てに該当する場合は、小型特殊自動車です。→ 申告不要

①～④の基準をひとつでも超えていれば、大型特殊自動車です。→ **申告必要**

ただし、農耕作業用自動車は、自動車の大きさに関係なく、最高速度が35km/時以上のものが、大型特殊自動車になります。

※ 2 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、貸主が申告する場合と、借主が申告する場合に分かれます。

・通常の賃貸借契約によるリース資産 → **貸主が申告**

・実際の売買にあたるようなリース資産（所有権留保付割賦販売、リース期間の終了時に譲渡又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リース等）→ **借主が申告**

3 申告する必要がない資産

(1)自動車税・軽自動車税の課税対象となっているもの

(2)生物（観賞用・興行用生物を除く）

(3)無形減価償却資産（鉱業権・漁業権・特許権等の権利、ソフトウェア等）

(4)繰延資産

(5)少額資産

・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金又は必要経費に算入したもの（ただし、個別償却しているものは申告対象）

・取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で減価償却しているもの

・法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月以降契約分）

4 建築設備の取扱いについて

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備等様々な建築設備が施されていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

(1)家屋と建築設備の所有者が同一の場合

①家屋とするもの → 申告不要

・家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの（例：屋内電気設備、屋内ガス配管設備、屋内給排水設備等）

②償却資産とするもの → **申告必要**

・独立した機器としての性格が強いもの（例：受変電設備、中央監視制御装置、電話交換機等）

・移動を防止する程度に家屋につけられたもの（例：壁掛け型ルームエアコン、簡易間仕切り等）

・特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管、汚水配管等）

・顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの（例：ホテルの厨房設備等）

(2)賃借人（テナント）が内装、造作、建築設備を取り付けた場合 → **賃借人が申告必要**

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント）が、その事業のために取り付けた床・壁・天井等の仕上げ、店舗造作工事一式、電気設備、給水設備等を特定附帯設備といい、賃借人の償却資産となります。

5 償却資産の種類

償却資産は次の6種類に分かれています。次の表を参照のうえ、申告書及び明細書を作成してください。

資産の種類	主な償却資産の例
1 構築物	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、舗装路面、駐車場設備、看板、広告塔、門・塀、屋外給排水設備、屋外ガス配管、緑化施設、外構工事、簡易間仕切り、簡易プレハブ（移動可能なもの）、ビニールハウス、賃借人（テナント）が取り付けた内装・造作・建築設備（特定附帯設備）等
2 機械及び装置	太陽光発電設備、産業用機械及び装置、土木建設機械（パワーショベル、クレーン等）、農業用機械等

資産の種類	主な償却資産の例
3 船舶	ボート、釣舟、漁船、遊覧船 等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「建設機械 0,00～09,000～099」「建設機械以外 9,90～99,900～999」の車両）、構内運搬具 等
6 工具、器具及び備品	パソコン、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、レジスター、金庫、陳列ケース、看板、医療機器、測定・検査工具、理容・美容機器、応接セット 等

○太陽光発電設備について

個人の所有であっても、申告が必要になる場合があります。次の表を参考にしてください。
 なお、屋根材一体型（ソーラーパネル葺）については、家屋の評価対象のため申告は不要です。

所有者の区分	発電出力が10kw未満	発電出力が10kw以上
個人（住宅用）	申告不要	申告必要 売電している場合は申告の対象になります。
個人（事業用）	申告必要 事業の用に供している資産は個人、法人ともに発電量に関係なく申告の対象になります。	
法人		

6 業種別の償却資産の具体例

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、門・塀、外構工事、外灯、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、簡易間仕切り、自動販売機、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、太陽光発電設備 等
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、プレス機、洗浄給水設備、貯水設備、溶接機、受変電設備、構内舗装 等
印刷業	印刷機、製版機、裁断機 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、発電機、大型特殊自動車 等
喫茶・飲食店	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、日よけ 等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール 等
医院・歯科医院	各種医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド等）、各種事務機器、待合室椅子 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置 等
不動産賃貸業	門扉・塀・緑化施設等の外構工事、屋外給排水設備、駐車場等の舗装、自転車置場、フェンス、屋外の街灯、ごみ置き場 等
駐車場業	駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、料金自動計算装置、屋外照明等の電気設備、舗装路面、フェンス 等
自動車整備業・ガソリン販売業	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、溶接機、地下タンク、ガソリン計量器、独立キャノピー 等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、庭園、放送設備、家具調度品、駐車場設備 等
カラオケボックス	カラオケ機器、接客用家具、照明設備、駐車場設備 等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ（スロット）機、パチンコ（スロット）機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、玉貸機、駐車場設備 等
農業	耕作機械、ビニールハウス、屋外給排水設備 等

7 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する償却資産は、固定資産税の軽減を受けることができます。申告書「11 課税標準の特例」欄の「有」に○をし、種類別明細書摘要欄に「特例」と記入してください。

○中小企業等経営強化法に係る特別措置の適用について（地方税法附則第15条第44項）

中小企業等が適用期間内に市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の要件を満たす設備を新規取得した場合は、当該新規設備に係る固定資産税（償却資産）を軽減します。

・対象設備の要件

先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した対象設備のうち、以下の要件をすべて満たすもの

- ①年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること
- ②生産、販売活動等の用に直接使用する設備であること
- ③中古資産でないこと

・対象設備

設備の種類	最低取得価額
機 械 及 び 装 置	1 6 0 万円以上
測定工具及び検査工具	3 0 万円以上
器 具 備 品	3 0 万円以上
建 物 附 属 設 備 ※	6 0 万円以上

※家屋と一体の効用を果たすものを除いた償却資産として課税されるもの。

・特例内容

賃上げの表明 ※	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画に記載した場合は、より有利な軽減が適用されます。

・提出書類

- ①先端設備等導入計画に係る申請書（写し）……諏訪市商工課へ申請したもの
 - ②先端設備等導入計画に係る認定書（写し）……諏訪市商工課より認定を受けたもの
 - ③先端設備等に係る投資計画に関する確認書（写し）……認定経営革新等支援機関から確認を受けたもの
 - ④従業員に対して賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）……賃上げ方針を伴う計画を申請した場合のみ提出
- ＜リース会社が申告する場合は、加えて＞
- ⑤リース契約書（写し）
 - ⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写し）

8 その他の注意点

(1)特別償却、割増償却、圧縮記帳について

- ・固定資産税（償却資産）では適用が認められていないため、これを行わなかったものとして計上してください。

(2)耐用年数の短縮、増加償却について

- ・申告書「8 短期耐用年数の承認」「9 増加償却の届出」の該当する欄の「有」に○をし、種類別明細書摘要欄にその旨を記入してください。また、これを証する資料の写しを添付してください。

(3)取得価額について

- ・償却資産の取得価額とは、「償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額で、据付費、荷役費、運搬費等の付帯費を含めたもの」とされています。
- ・消費税の取扱いは、税務会計上で税込方式を採用している場合は消費税を含む額、税抜方式を採用している場合は消費税を含まない額となります。
- ・店舗設備を居抜きで購入した場合や、資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって申告してください。

(4)耐用年数について

- ・耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表」に掲げる法定耐用年数を用います。
- ・中古資産については、事業の用に供した時以後の使用期間を見積もり、その年数を耐用年数とした見積耐用年数を用いることもできます。新たに中古資産を申告する場合は、種類別明細書の増加事由を「2（中古品取得）」としてください。

(5)非課税資産について

- ・地方税法第348条に規定する一定の要件を備えた資産は非課税となります。事前に税務課資産税係に問い合わせのうえ、「非課税適用申請書」を提出してください。

(6)修正申告について

- ・前年度以前の申告において申告漏れ（増加・減少）の資産があった場合は、事前に税務課資産税係に連絡のうえ、修正申告書を提出してください。

9 国税との主な違いについて

国税と取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い （法人税法・所得税法）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	実質的に旧定率法 ※法人税法等の旧定率法 で用いる減価率と同様	定率法・定額法等の選択制度 （建物については定額法）
前年中の 新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費の評価方法	区分して評価	ケースにより合算・区分
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	金額にかかわらず認められません	認められます

10 税額等の算出方法について

申告いただいた償却資産は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、1月1日現在の評価額を一品ごとに算出します。評価額を合計したものを決定価格といい、1,000円未満を切り捨てた額が課税標準額となります。税額は課税標準額に**税率1.4%**を掛け、100円未満を切り捨てます。

なお、評価額は諏訪市にて計算しますので、記入の必要はありません（電算処理方式にて申告する場合は、記入が必要です。詳しくは、諏訪市ホームページ「償却資産の申告について」の関連ファイル“令和7年度固定資産税（償却資産）申告の手引き（電算申告用）”を参照してください）。

○評価額の算出方法

前年中に取得した資産 取得価額 × 減価残存率 A (前年中取得のもの)

前年前に取得した資産 前年度評価額 × 減価残存率 B (前年前取得のもの)

※計算した評価額が取得価額の 5 %を下回る場合は、取得価額の 5 %が評価額となります。

○計算例 (概算)

資産の評価額の合計 (決定価格) 1,655,900円

課税標準額 (1,000円未満切り捨て) 1,655,000円

税額 (×1.4%、100円未満切り捨て) $1,655,000 \times 0.014 = 23,170\text{円} \rightarrow 23,100\text{円}$

- ・償却資産の場合、課税標準額の合計が150万円未満 (免税点未満) の場合は課税されません。ただし、免税点未満となる場合でも申告は必要となりますので、**多少にかかわらず資産をお持ちの方は必ず申告をしてください。**
- ・固定資産税の納税通知書は、4月上旬に発送いたします (諏訪市内に所有する土地・家屋・償却資産がすべて免税点未満の場合は、納税通知書は交付されません)。納期は4月、7月、9月、11月の各末日、年4回です (その月末が土日祝日の場合は、翌日又は翌々日の平日となります)。
- ・調査等の結果により、申告誤りや過不足の資産があった場合は、現年度分に限らず、過年度分も修正申告をお願いしています。その場合には、**過年度分についても課税が発生する場合があります。**なお、通常とは異なり納期は1回となりますので、ご注意ください。

11 [参考] 減価残存率表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの (A)	前年前 取得のもの (B)		前年中 取得のもの (A)	前年前 取得のもの (B)		前年中 取得のもの (A)	前年前 取得のもの (B)
			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.989	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

12 申告書等の記載例

- ・黒のボールペンで記入してください（訂正は赤のボールペンで記入してください）。
※申告書発送日現在での登録内容を印字していますので、内容をご確認いただき、訂正、追加記入をお願いいたします。初めて申告される方は、記載例を参考に必要事項を漏れなく記入してください。

4 事業種目

- 3 個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記入してください（個人番号は左側を1文字分あけて記入してください）。
- ・事業の種目を具体的に記入してください。
 - ・法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

所有者コード

- ・ 自社様式の用紙で申告する場合は、市で送付した申告書の所有者コードを必ず転記してください。

11 課税標準の特例

- ・特例が適用される資産がある場合は、「有」に○印してください。

7 税理士等の氏名

- ・税理士、税理士法人が税務代理をする場合には、氏名、電話番号を記入し、その権限を有することを証する書面として、税務代理権限証書を添付してください。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

謝訪市長

[illegible]

所有者の住所

- ・住所（法人の場合は本店所在地）を印字してあります。誤りがあれば赤字で訂正してください。方書（ビル名等）がある場合は具体的に記入してください。
- ・別住所に書類等送付を希望される場合は、（ ）書きにて送付先も記入してください。
- ・電話番号を忘れず記入してください。

2 所有者の氏名

- 氏名又は法人名を印字してあります。誤りがあれば赤字で訂正してください。
- ・法人の場合は代表者の氏名を記入してください。
- ・屋号があれば記入してください。
- ・氏名にはふりがなを付してください。

- ①前年前に取得したもの(イ)
②前年中に減少したもの(ロ)
③前年中に取得したもの(ハ)
4計 (二)

※申告漏れや、移動により受け入れた資産については(イ)ではなく(ハ)に記入してください。

15 所在地

- ・資産の所在地を記入してください。
- また、所在地が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○印してください。

16 借用資産（リース資産）

- ・借用資産の有無について該当する方を○印してください。

17 所有区分

- 該当する方を○印してください。

18 備考

- ・添付した書類の名称及び枚数を記入してください。
・納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名を記入してください。
・令和6年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等を記入してください。

※資産の増減がない場合は、「増減なし」と記入してください。

※この表は、昨年一般申告方法にて申告をした方に送付するものの記載例です。

【種類別明細書（一覧表）の記載例】

この一覧表には、令和6年1月1日現在の資産を
印字しています。
この一覧表で次の申告が可能です。

- ・前年中の増加資産及び減少資産の申告
- ・前年前の資産の修正
- ・全資産の申告

・資産の増加及び減少を、この一覧表で申告する方
は、別様の種類別明細書（増加資産・全資産用）及
び同（減少資産用）の用紙を提出する必要があります
ありません。
※印欄に記入する必要はありません。

全部減少
・前年中に減少した資産のある場合
は、1に○印をしてください。

一部減少
・資産の一部が減少した場合は、2
に○印をし、修正箇所を2本線で
抹消したうえで資産の数量及び取
得価額を赤字で修正してください。

・印字されている資産を修正する場
合は、2に○印をし、修正箇所を
2本線で抹消したうえで、その該
当上欄に正しい名称、数値を赤字
で記入してください。

・前年中に取得した資産を申告する
場合は、3に○印をし、資産の種
類、名称、数量、取得年月、取得
価額、耐用年数、事由を記入して
ください。

資産コード
・記入する必要はありません。
各事業所で独自の番号を付しているな
ど、必要の場合のみ8字以内で記入し
てください。

・令和6年1月1日現在の全資産の合計を資産の種
類別に集計してありますので、申告書を作成する
際の参考にしてください（この欄は訂正の必要は
ありません）。

品目番号（1点No）
・種類別明細書（減少資産用）へ記入す
る場合、抹消コード欄へは、この欄の
コードを転記してください。

増加事由
・資産が増加したことについて、
該当する増加事由の番号を記入
してください。
1 新品取得 2 中古品取得
3 移動による受入れ 4 その他

減少事由
・資産が減少したことについ
て、該当する減少事由の番
号を記入してください。
1 売却 2 滅失
3 移動 4 その他

摘要
・課税標準の特例がある資産につい
ては、「特例」と記入してください。
・その他当該資産の価格の決定にあ
って必要な事項があれば記入して
ください。

令和7年度 種類別明細書（一覧表）

課訪市 392-0000 課訪市 001丁目1番1号

住所 氏名

区分	種類区分	品目番号 (1点No)	資産コード	資産の名称 (漢字・カタカナ・数字・半角で 記入してください。30字以内)	数量	取得年月 年 月	取得価額 円	耐用年数 年	減価率 %	1月1日現在 理論取得価額 円	1月1日現在 評価額 円	課税標準の特例 ※	課税標準額 円	特例理由 ※
01	1 2 3	1	111111	駐車場アスファルト舗装	1	4 20 4	1000000	10						
02	2 3	1	111112	プロック塀	1	4 12 5	1000000	15						
03	1 2 3	2	211111	油圧ショベルZ-00	1	4 23 8	1000000	6						
04	1 2 3	5	511111	フォークリフトAX38	1	4 23 3	2000000	4						
05	1 2 3	6	611111	エアコン	2	4 24 5	600000	6						
06	1 2 3	6	611112	応接セット	1	4 23 5	800000	8						
07	1 2 3	1		ネットフェンス	1	5 6 10	800000	10						
08	1 2 3	6		パソコン	2	5 5 3	500000	4						
09	1 2 3			構築物	2		2000000							
10	1 2 3	1		機械及び装置	2		2000000							
11	1 2 3	2		船舶										
12	1 2 3	3		航空機										
13	1 2 3	4		車両及び運搬具	1		2000000							
14	1 2 3	5		工具器具及び備品	3		1400000							
15	1 2 3	6		合計			25400000							

資産の名称等
・品名、規格、型式等を30字以内
でわかりやすく記入してください。

数量
・資産の数量を記入してください
・単位は省略して数字のみ記入
してください。

取得年月
・資産を取得した年月を記入してください。移動による受入れの場合も、
当初の取得年月を記入してください。
・年号は昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」で記入してください。
例) 令和6年10月取得の場合は「50610」となります。

取得価額
・資産を取得するために要した金額（据付費、荷役費、
運搬費等の付帯費含む）を記入してください。
・税務会計上で税込方式を採用している場合は消費税
を含む額、税抜方式を採用している場合は含まない
額を記入してください。
・特別償却、割増償却、圧縮記帳は、地方税法上では認めら
れませんが、適用前の取得価額を記入してください。

耐用年数
・原則として減価償却資産の耐用年数に関する
省令に掲げる耐用年数を記入してください。

・印字されている資産を修正する場
合は、2に○印をし、修正箇所を
2本線で抹消したうえで、その該
当上欄に正しい名称、数値を赤字
で記入してください。

・前年中に取得した資産を申告する
場合は、3に○印をし、資産の種
類、名称、数量、取得年月、取得
価額、耐用年数、事由を記入して
ください。

資産コード
・記入する必要はありません。
各事業所で独自の番号を付しているな
ど、必要の場合のみ8字以内で記入し
てください。

・令和6年1月1日現在の全資産の合計を資産の種
類別に集計してありますので、申告書を作成する
際の参考にしてください（この欄は訂正の必要は
ありません）。

※資産の異動がない場合でも、種類別明細書（一覧表）は申告書と併せて提出してください。
※前年度以前の申告において申告漏れの資産があった場合は、各年度ごとに修正申告書の提出をお願いします。

【種類別明細書の記載例】

○令和6年中に取得した資産（増加資産）

または、令和7年度の全資産

・今回初めて申告する方は、

令和7年1月1日現在の

の全資産を記入してくだ

さい。

なお、種類別明細書（一覧表）

で増加資産及び全資産を申告

する方は、この用紙は必要あ

りません。

資産の種類

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具、器具及び備品

のそれぞれ該当するものの数字を記入してください。

資産の名称等

・品名、規格、型式等を30字以内でわかりやすく記入してください。

数量

・資産の数量を記入してください。
・単位は省略して数字のみ記入してください。

取得年月

・資産を取得した年月を記入してください。
移動による受入れの場合も、当初の取得年月を記入してください。
・年号は昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」で記入してください。
例) 令和6年10月取得の場合は、「50610」となります。

耐用年数

・原則として減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。

取得価額

・資産を取得するために要した金額（据付費、荷役費、運搬費等の付帯費含む）を記入してください。
・税務会計上で税込方式を採用している場合は消費税を含む額、税抜方式を採用している場合は含まない額を記入してください。
・特別償却、割増償却、圧縮償却は、地方税法上では認められませんので、適用前の取得価額を記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

・申告年度を記入してください。（今回は令和7年度です）

令和7年度

※	所	有	者	コ	ー	ド
1	2	3	4	5	6	7 8

※	資産の種類	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	※(イ)耐用年数	※(ロ)減価償却率	※(ハ)課税標準の特例	価額	課税標準額	増加事由	摘要
01	1	ネットフエンス	1	5	6	10	10		800,000		1	1枚目
02	6	パソコン	2	5	5	3	4		500,000		1	1枚目
03												

摘要
・課税標準の特例がある資産については、「特例」と記入してください。
・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

増加事由

・資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号に○印をしてください。
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受入れ
4 その他

・※印欄に記入する必要はありません。

○令和6年中に減少した資産（全部減少、一部減少）

・種類別明細書（一覧表）で資産を減少する方は、この用紙は必要ありません。

令和7年度

※												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
※												
資産の種類												
資産の名称等												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.												

抹消コード

・別添の種類別明細書（一覧表）から減少した資産の品目番号（1点No）を記入してください。

・減少した資産の種類・名称・数量及び該当資産の取得した年月を別添の種類別明細書（一覧表）から記入してください。

取得価額
・減少した資産の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

減少の事由及び区分
・当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○印をしてください。

摘要
・減少した事由により、売却先の名称、滅失の理由、移動の受入れ先の所在地等を記入してください。
・その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

種類別明細書（減少資産用）

提出用

所 有 者 名		1 枚のうち
〇〇建設(株)		1 枚目

区分	要 拠	
全部		
2-一部		
① 2		
1-②	〇〇市〇〇支店へ移動	
1-2		

第二十六号様式別表二（提出用）

e L T A X（エルタックス）による電子申告も受け付けています



諏訪市では、地方税共同機構が運営する電子申告システム e L T A X（エルタックス）を利用して、インターネットから償却資産等の申告を行うことができます。

e L T A Xのサービスは無料で利用することができ、自宅やオフィスからの申告が可能等のメリットがありますので、ぜひご利用ください。

なお、利用に当たっては事前準備が必要です。具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページをご覧ください。

e L T A Xホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



e L T A Xイメージキャラクター
エルレンジャー